

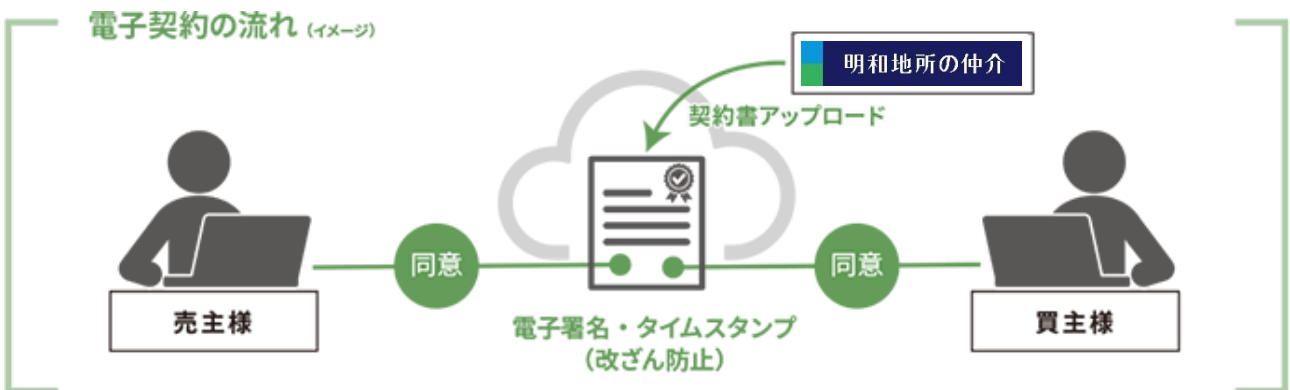
2023年8月30日

各位

## 不動産売買仲介にも電子契約サービスを導入

明和地所株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：原田英明）は、2023年8月1日より、不動産売買仲介のご契約において、Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」<sup>（※1）</sup>を導入いたしました。電子契約サービスの運用により、お客さまの契約手続きにかかる負担の軽減と利便性の向上及びペーパーレス化を推進してまいります。

不動産の売買・賃貸借取引において、宅地建物取引業法第35条および第37条の規定により、重要事項説明書と売買・賃貸借契約書の書面交付が義務付けられていましたが、2022年5月18日の「改正宅地建物取引業法」の施行により、不動産取引において書面での発行が欠かせない、重要事項説明書や売買契約書の電子交付が可能となりました。不動産取引におけるデジタル化を進めることで、当社ではお客様の利便性と手続きの迅速化及び業務の効率化によるサービスの向上を図ってまいります。



電子契約システム概念図

### 契約書類の電子化<sup>（※2）</sup>によるメリット

#### （1）お客様負担の軽減

複数書類への署名・捺印、郵送手続き及び収入印紙が不要になるなど、お客様の契約手続きにかかる負担が低減され、契約締結までのスピード化とコスト削減を実現します。

#### （2）当社業務効率の向上・コスト削減

契約書の作成に関わる業務の大幅な効率化と書類の保管スペースの削減、契約手続きの可視化、管理の一元化によるコンプライアンスの向上が見込まれます。また、電子化により人の移動や印刷・郵送などにかかるCO2排出量削減を実現します。

## 書面契約と電子契約の違い

		書面契約	電子契約
	形式	紙の書面	電子データ(PDF)
証拠力	押印	印鑑と印影	電子署名
	本人性の担保	印鑑証明書	メールアドレス認証・アクセスコード認証
	証拠力の担保(改ざん防止)	契印・割印	タイムスタンプ
事務処理	送付	郵送or持参	インターネット通信
	保管	書類棚などの保管場所	データ保管・クラウド管理
	印紙	必要	不要

当社はこれまでもオンライン商談ツール「リモート クリオ」の提供や、不動産の査定価格を瞬時に算出する「クイック AI 査定」、新築分譲マンションの電子契約サービス導入など、デジタル活用によるお客様サービスの向上を積極的に進めてきました。今後も DX 推進を掲げ、情報の充実や機能拡大を図り、お客様に寄り添う利便性の高いサービスを展開してまいります。

<https://www.meiwajisyo.co.jp/chukai/support/e-contract/>

※1:弁護士ドットコム㈱の提供するサービス。クラウドサインは、「紙と印鑑」を「クラウド」に置き換え、契約作業をパソコンだけで完結できる Web 完結型クラウド契約サービスです。全てがクラウド上で完結するため、契約締結のスピード化とコスト削減を実現します。電子契約機能は、「いつ・誰が・どの契約に合意したか」を証明する厳格な電子署名とタイムスタンプを付与します。

<https://www.cloudsign.jp/>

※2:売主様・買主様双方が希望された場合のみ、電子契約サービスをご利用いただけます。また、ご利用には諸条件がございます。

※本リリースは現時点での情報を基に作成されており、変更になる場合があります。

### 【本件に関するお問い合わせ窓口】

明和地所株式会社 経営企画部 経営企画部

電話 03-5489-2888 / FAX 03-3780-3101